

大学沿革史編纂の手引き

寺
崎
昌
男

公益財団法人
野間教育研究所

大学沿革史編纂の手引き

寺崎昌男

はじめに

大学沿革史の編纂・刊行にはどのような意義があるのか

「いったいなぜ『五〇年史』とか『一〇〇年史』とかを出さなければならぬのだろうか」

勤める大学が創立何十周年記念日や記念式を迎え、記念行事などが話題になるとき、このような疑問を持った教員や職員の方たちは少なくないでしょう。

そのうちに学内のどこかで企画が立てられ、歴史畑の教員が委員を割り当てられ、資料集めに追いまくられているらしいことが分かってきます。でもいつか忘れたところに、一卷あるいは数巻の分厚い五〇年史や一〇〇年史などが出ます。どうやら各学部や研究所ごとにワンセット配られたようだけれども読んでいる人を見かけたことはない。そのうちに、学部長室やセンター長室の本棚に飾ってあることも忘れ、読んだ人があるかどうか。本を開いている人を見かけたこともない——こういうシーンが昔は普通に見られたものでした。

しかし今は違います。沿革史の編纂そして共有という活動は、お祭り行事ではなくなりました。あえて言えば、それぞれの大学の質や水準を語り、さらには将来の盛衰にも連なりかねない活動になってきました。大学が変わったからではありません。大学をめぐる状況が変わり、外からの新しい要請や要求が大学に投げかけられるようになってきたからです。

外からの要請には、大学改革という課題から発するものと「教育・研究の内部質保証」という形で求められるものとの二つがあります。

「内部質保証」とは聞きなれない言葉かもしれませんが。大学及びそこに属する専門家同士が、相互に教育と研究の水準を高め合う活動を指し、同時に、その水準向上の努力を確かめ合う評価活動のことを意味します。

戦後日本にアメリカからもたらされた活動で、英語ではアクセレディテーション (accreditation) と言い、当時は「適格判定」とも訳されてきました。大学の仲間 (協会) に入ってその一員になる資格がある、という意味です。その協会が、現在は、「各大学が自校の沿革資料を保存したり、それを基礎に学問的に質の高い沿革史を出したりしているかどうかは『教育・研究の内部質保証』が果たされているかどうかを示す指標の一つである」と述べているのです。

協会とは何か。現在東京都新宿区にある公益財団法人大学基準協会のことです。法令集などで目にする「大学設置基準」を文部省が省令として出したのは一九五六年のことでしたが、その九年前の一九四七年に、実は「大学基準」というアクセレディテーションの基準ができていました。それをつくったのが、大学基準協会でした。

同協会は、現在は「大学認証評価機関」の一つになり、有力私学のほとんどを対象に評価活動を続けて

行っているのですが、同時に、協会としては沿革史編纂活動も重視する、ということを表明しているのです。

もう一方の「行政当局の要請」の方を見てみましょう。

一九九〇年代の初めに、大学に対して自己点検・評価制度が「努力義務」として導入されました。やがてその活動が義務化されてからは、沿革史の編纂・刊行は一定の長さの時間軸の上に行われる「自己点検・評価」作業の一つと見られるようになりました。英語では university study あるいは university self-study と言われる活動です。

今では一〇年ごとに沿革史を出しておられる私立大学もあります。せわしなさすぎる、という意見もときどき学内に起きるようですが、内容を見ますと、一〇年ごとの丹念な自己点検 (self-study) の報告となつています。

国・公立大学にとってさらに切実なのは、「建学の理念」を示せという文科省や地方自治体からの要請です。補助金や奨励金などに申請する際などあらゆる機会にそれを書くことが求められます。

このほか最近特に目立つのが、受験生や保護者たちの要望です。これらの人たちが「他校と比べてお宅の大学の個性や特色は何でしょう」といった「建学の理念」に迫るような説明を求めてくることが多くなつてきました。

点検評価、補助申請、保護者・受験生の要望、このどれもきわめて肝要な要請です。改革課題に迫られていない大学はなく、少子化の下で志願者の確保に苦心していない大学もありません。こうした場面で「建学の理念」を明らかにしておくには、沿革史ほど不可欠な情報媒体はありません。それは三〇年前の沿革史には投げかけられることのなかった緊急切実な使命であり、沿革史はその要請に応える際の最も確

実な根拠となる資料です。

以上のように沿革史に期待される要請は大きいのですが、まず強調したいのは、こうした使命に応えることができるのは沿革史が学問的な基礎に立って正確につくられたときだけだ、ということなのです。しかもその場合でも、建学の精神や特質・個性を説明するという使命に応えるのは決してやさしいことではありません。

第一に、「建学の理念」は言葉だけで示されるものではありません。

著名な思想家や宗教家が創設した大学なら、そしてその創立者や宗祖の言葉が確かに残されているなら、少なくとも彼らの期待や考えは分かります。しかしそれらの言葉が直ちに大学とか専門学校といった教育機関を創る理念であるかどうかは、また別のことです。後者の研究には精密な歴史研究と制度史的な考察とが欠かせません。

第二に、大学の「建学」は決して一様ではありません。

複数の識者が寄り集まってできたことは分かるが共同の声明などは残されていない大学、企業・団体が急きょ出資して創った大学、前身は中学校や高等女学校で、苦心して昇格したものの「建学の理念」は定かに捉えられない学校、さらにはそもそも誰が創設したかはっきりしない学校等々の例があります。加えて、稀なことですが、宗教的な理由から創立者が言葉^{いご}を遺すのを潔し^{いさぎよ}としなかった例もあり、実にさまざまな創設事情があるのです。

つまり大学といえは理念に基づいて作られたはずなのですが、創設事情にまで降りて見ると実にさまざまな担い手、経緯が横たわっています。そしてその「さまざま」は、沿革史編纂作業が実証的に進めば進むほどはつきりしてくるといふ厄介な実態があります。

例えば日本の国立大学を見ると、学内部局の全体をカバーする建学理念など見当たらない例が普通です。

今ある総合的な国立大学はほとんどすべて第二次世界大戦後に旧制高校、大学予科、専門学校、師範学校といったさまざまな官立高等教育機関が統合されて生まれたのでした。積極的な意思に基づいて出発したというよりも、占領下の強制のもとで仕方なく統合させられて——という受け身かつ消極的な姿勢でつくられたという事情が大きく影響しています。しかし、たとえ戦前の創立時代にさかのぼって確かめても、一片の法令があるだけ、という大学も多いのです。

大学の中の文書には何の理念も見当たらず、官省や自治体が認可を認めた法令の陰にだけ「国家の理念」や「期待」が見つかる、というのが多くの国立大学の通例だといっていいでしょう。

このような場合、建学の理念はどのように確認すればいいでしょうか。経験から言えば、発足から今日までその大学が取ってきた価値選択の流れを確かめること以外にはありません。

旧制の帝国大学の例を挙げると、大学人たちが取った（あるいは取らされた）第一の選択は、政府が出した帝国大学令（勅令、一八八六〃明治一九年）の示した「国家ノ須要ニ応スル」（第一条）研究と教育とを行うことでした。そして第二の選択は「各科ヲ全備スル」ことであり、第三の選択は教授たちの言論の自由を確保することでした。

教授たちは、大学としてのさまざまな歩みを経るなかで、「われわれ大学人は根本のところでは国家の要求に応じて学術技芸の探究とその教授を行います。そのためにも万学にわたる探究と教授の場を完備することが必要です。そうなればこの大学を最高学府にしてみせます。ただしここで教える者には言論の自由

が保障されなければなりません」という理念を表明するようになりました。理念は固定的なものではなく、大学をつくっていく過程で転生し深化していくものです。自信をもって転生と深化を主張するには、大学の沿革を学問的・実証的に確かめておくしかありません。長い歳月の歩みを、「推移」の系ではなく「選択」の系で整理しておく必要があるのです。

最後に残る疑問は、沿革を明らかにするのはいいが、なぜそれを図書の形で公にしなければならないのかということですか。

もつとも、今後はデジタル映像や動画で残すような動きも生まれるでしょう。形はさまざまありうるとしても、「共有テキスト」の形で沿革を記すことがなぜ大切なのでしょう。

振り返れば、沿革史の編纂過程そのものは、各大学が自らのアイデンティティー（自己認識）を確かめる作業にほかなりません。その作業を経た上で、成果がテキストの形で生み出され、そのテキストを共通に読まれるようにするのが刊行という作業です。すなわち編纂・刊行という事業そのものが「確認されたアイデンティティーを大学の全構成員が共有する」という営みなのでした。そして沿革史の刊行は、その共有確認の確かな拠点になるのです。

「われわれの大学は何を目指してつくられたか」「ほかの大学と比べてどのような独自性や特徴があったか」。きちんとした沿革史があれば、こうしたことを経営主体も教員も、また職員も学生も、さらに同窓会員も在校生の保護者たちも共通に認識し、今後を考えていく土台ができます。それは共有テキストとしての沿革史があつてこそ可能な活動です。それがあれば、学外の社会人にも、受験者やその親たちにも、さらには大学評価機関にも、地方自治体や文科省にも、大学の存在意義と成果とを示すことができます。

あえて経営学的な言い方をすれば、記録としての沿革史は大学の計算書（アカウントビリティ・ブッ

ク)だといつていいでしょう。「われわれの大学はこのような努力を払ってきました。その成果はこのように出ています。ただし長年の間にはこのような見込み違いをしたり、誤った道を進んだりしたこともあります。しかしそれはこのように反省し、改め、また危機が生まれたときはこうやってくぐり抜けてきました。今日までの成果をまとめた『勘定書』はこの通りです」——学問的水準に支えられた沿革史ならば、こうした「収支勘定」を、学外の行政当局や市民に公示し、また学生を含めて目の前にいる学内の構成員たちに対して正確に示すことができるでしょう。さらに沿革史が広く学外の人々に読まれば、その大学は適正妥当な社会的評価を受け取り、今後の改善・改革の方向を見定めることができるでしょう。

少子化や財政難のもとで多くの大学が浮沈の境に置かれる日がいずれやってきます。沿革史を出すことなど、かつては無用の引出物を用意する事業だと思われていました。しかし今やそれは大学の単なるプライドや体面にこだわる活動ではありません。大学なら当然果たすべき文化的事業であるばかりでなく、学内構成員の内省を促し、教育と研究を未来に向けて改革していくことにかかわる重要な事業です。

以上のようなことが多くの大学に認識されるよう祈って、以下の各章をお届けいたします。

二〇二四年二月

公益財団法人野間教育研究所理事

東京大学・立教大学・桜美林大学名誉教授

寺崎昌男

目次

はじめに 1

大学沿革史の編纂・刊行にはどのような意義があるのか

第一章 編纂・刊行の事業をどう始めるか……………12

一 提案とその決め方 12

二 学内合意の形成と責任組織の設定 13

三 責任者について 13

四 構成メンバーの待遇 15

五 既存機関との関係 16

六 担当事務局の決定 17

《問答》 既存の沿革史との関係をどうするか 17

第二章 編纂活動 ステップ1 基本資料を検索する……………19

一 学内行政文書 20

(一) 国立大学の場合 20

(二) 公立大学の場合 21

(三) 私立大学の場合 22

(四) 広報誌・定期刊行誌 23

二 学外にある資料 23

(一) 国立公文書館の内閣文書および地方公文書館の文書 23

(二) 国立教育政策研究所「戦後教育資料」と大学基準協会アーカイブス 24

(三) アメリカ占領軍関係文書 25

(四) 新聞・雑誌などマスメディアの資料 26

(五) 学生新聞・同窓会雑誌など 26

(六) 文部省・文科省の年報類 27

(七) 受験雑誌・学校案内書 28

《問答》 なぜ資料検索の幅を広げることが望ましいか 29

三 聞き取りという方法 31

第三章 編纂活動 ステップ2 記述の骨格に向けて…………… 32

一 目次をつくる 32

二 時期区分について 33

《問答》 これまで出た沿革史の時期区分の仕方には、どのようなタイプがあるか？ 33

三 沿革史の規模の設定と資料編のこと 34

第四章 対話の章 編纂方針・調査・執筆をめぐって……………36

《問答》 「建学の理念」をどう調べるか 36

《問答》 歴史上の「事件」にどう対応するか 37

《問答》 大学紛争の扱い方について 39

《問答》 「選択の系で書く」とはどういうことか 41

第五章 編纂と並行して起きるさまざまなこと……………43

一 研究紀要を併せて出すかどうか 44

二 アルバムや「小史」を発行するかどうか 44

三 重大な校訂作業とその準備 45

四 年表・索引を付けるかどうか 47

第六章 刊行へ……………48

一 出版社の選定 48

二 本ができた 頒布先の選定 49

三 資料の整理と保存 50

あとがき 52

◆付録 54

- 一 他大学の沿革史を閲覧するには 54
- 二 「学校案内書」をまとめて読むには 55

著者略歴 56

第一章 編纂・刊行の事業をどう始めるか

一 提案とその決め方

沿革史の編纂・刊行事業の手はじめは、責任ある組織をつくり、活動を開始していくことです。

以下組織づくりを主導する大学の管理運営組織を「執行部」と記し、発足する編纂・刊行組織のことを「編纂・刊行委員会」または「責任組織」と記すことにします。

その責任組織が発足するためには、

- (一) 編纂・刊行に向けて学内合意をどのように形成するか
- (二) 事業の責任者をどのように決めるか

(三) 責任組織と既存の関連組織とがどのような関係に立つように設定するか
といったことが浮かんできます。

どれもデリケートな配慮を必要とするテーマです。

まず「二〇△△年をめどとして本学の沿革史を編纂し刊行する」ということを立案し、それを議定することが必要になります。この案件は創立何十周年記念事業を決める際にその付帯事業として登場することが多く、記念事業担当の委員会などが審議に当たることになるでしょう。

沿革史の編纂・刊行という事業は募金計画や式典準備などにくらべれば小さな事業に見えます。しかし将来のことを考えると、その事業は数年にわたる大きなプロジェクトの提案と設定とに相当するものです。法人の執行部は、広い基盤の上で論議しそれなりの覚悟をして責任組織の編成を促し、また出版を支

えることが大切です。

この提案と決定とを遂行するのは、国公立大学の場合なら役員会や経営審議会・教育研究評議会などの管理運営機関であり、私立大学なら理事会・評議員会・学長などということになるでしょう。なお最近では多くの場合、副学長の一人が担当となり、そのもとで責任組織開設の動きが進むことも多いでしょう。いずれの場合にせよ留意しておくべき点を挙げておきましょう。

二 学内合意の形成と責任組織の設定

責任組織の編成と出発が不適切な形で進められた場合、組織の出発後に事業の進め方をめぐって学内が紛糾したり、刊行が無原則的に遅延したりすることがないとは限りません。編纂の途中で、責任組織を構成していた教員グループが活動をやめてしまい、やむなく学内の研究センターが代わりに組織の母体になって沿革史を完成したという私学の例もあります。

こういう事態を避けるためにも、出発までの審議は広くかつ適切に行われることが大切です。国立大学の場合に少数の役員だけで進めたり、私立大学の場合に学長・理事長と理事・評議員の一部だけで決めてしまったりというようなことは、厳に避けるべきです。

三 責任者について

組織の名称は、多くの場合「〇〇大学〇〇年史編集委員会」というようになりますが、問題はその「長」

を誰にするかということですが。

大学をめぐる最近の政策や社会動向は複雑で、しかも「はじめに」に記したように、大学沿革史が歴史学研究の目から見ても正確なものでなければならぬという要請は、昔とくらべものにならないくらい強いものになりました。

他方、大学が迎えた歴代の学者たちの研究活動や成果が注目されるばかりでなく、これまでの進学希望者や入学者の地域的変遷、学部・学士教育課程の教育成果やその組織・制度の歴史、そして卒業人材の供給実態や卒業生のライフコースの歴史の変遷なども熱い注目を集めるようになりました。

このように考えると、編集・刊行組織の長には相当の専門性が求められます。

理想的に言えば、日本史の専門家、なかでも近代日本史専攻者が就くことが望まれますし、さもないれば大学史や高等教育史に明るい日本教育史の専門家が就くのが適切だと思われれます。また歴史に明るい社会学専攻者も大切な人材でしょう。さらに副リーダーとして、その大学が特に担当する専門分野の教員（例えば商科大学、工業大学、医科大学などであれば商学、工学、医学などを専攻する教授たち）が加わることも大切です。

もちろん複数の学部や研究所をもつ大学の場合、それぞれの学部・研究所から歴史的考察に関心のある教員が適宜組織に加われるようにする、という配慮もたいへん重要なことです。

ただし大規模な総合大学ならともかく、一、二の学部しか持っていない大学や短期大学の場合、近代日本史や近代教育史の専攻者を責任組織に迎えるような贅沢は望めないかもしれません。その際は学内勤務の長い社会科学系・文科系の教授の中から適任者を選んでリーダーになってもらうことが一つの方法といえます。

その場合、併せて名誉教授や非常勤講師などの中から近代日本史・教育史の専門家を顧問や特任教員として迎え入れ、協力者あるいは編纂のアドバイザーを務めてもらうことも望ましい方法です。ただしその場合も、編纂・刊行に関わる実務と責任はあくまで専任の教員および職員の責任として進められることが重要です。

四 構成メンバーの待遇

前に述べたように、沿革史の編纂には実証の尊重と高度の水準とが要求されます。水準を決定するのは関与し参加するメンバーの能力と熱意で、それらを保証するのが組織構成メンバーの地位と待遇です。

編集委員長などが決まると、その下に委員会がつくられ編集室といった施設もつくられるでしょう。その委員長や責任組織の長に対しては、相応の待遇をもつて遇することが不可欠です。まず考えられるのは学部などにおける勤務負担の軽減です。大学側はそのための補償措置を講じることが大切です。授業コマ担当のオブリゲーションを減らすとか、非常勤講師枠を準備するとかの措置が考えられます。

編集委員などのメンバーにも待遇上の相応の対応を考える必要があります。

一方、大学院生など若手のメンバーには、編集室員などへの就任後も大学院生身分を継続してよいといった措置を取ることが大切です。また大学院退学者や博士課程修了者は任期契約制の助教や助手身分にした上で勤務場所を編集室などに移し、学部・学科の事務職ではなく編纂・刊行に従事することとする、といった措置を取っておくことも重要です。

五 既存機関との関係

現在、相当数の大学に文書館あるいは資料センター、展示館といった専門組織や部局がつくられていますが。そのいずれも機能の面で沿革史の編纂・刊行と深く関係しています。責任組織とそうした既存の組織との関係をどのように付けるかは、重要かつ微妙な配慮を要する問題です。

結論的に言えば、責任組織とそれらの既存の組織とが協力し合ってプロジェクトに参画していくことが理想的です。しかし史料館などの特性や重点活動は大学ごとに異なり、そこへ後発事業としての編纂・刊行事業をかぶせていくには慎重でなければなりません。

著者の知る限り、両者の関係には三つのタイプがあるようです。

(一) 編纂・刊行委員会と史料館などとは、おのおの固有の仕事に専念し、恒常的な協力・協働の関係はつくらない。

(二) 編纂・刊行委員会は、公的な沿革資料の閲覧や特別な利用に関しては史料館の協力を受ける。ただし特段の協力を受けることができるのはそこまでであって、編纂・刊行さらには執筆に関しては協力を受けることはない。

(三) 編纂・刊行委員会の執務室を史料館内に設けるなどの措置を講じ、特に資料問題などに関して両者が日常的に協力し合う関係を整える。

両者の関係はともすれば微妙なものになりやすいようですが、その背後には、史料館などがどのような固有の機能をもつのかについての普遍的な理解ができてないらしいという事情もあるようです。すなわち、国立大学の場合も、展示活動も行いながら大学資料の整理・保存・研究を行う史料館・文書館もあれ

ば、例年生まれる大学の行政資料の受け入れ、選別、保存に関する作業を使命とする文書館もあるというように、多様なものがあるようです。私立大学にも、展示活動に重点を置く例、創設者関連資料の研究を主とする例などの広がりがあります。

このようなことを考え合わせると、編纂・刊行委員会発足の際に、既存機関と責任組織の当事者と上級管理機関とが慎重に話し合い、各大学の事情に即した関係を確認しておくことが重要だと思われれます。そして上級管理機関はその話し合いを適切に指導していくことが大切でしょう。

六 担当事務部局の決定

責任組織が動き出す際に早速必要になるのが、その活動を支える事務部局です。

大学の種別を問わず、責任組織の庶務・会計・施設など実に多くの側面にわたって不可欠の支援を提供してくれるのが担当事務部局です。その組織がどう働いてくれるかは、編纂・刊行の活動や責任組織の学内における位置づけを左右します。

編纂・刊行委員会が独自の事務局を備え得る大学はまれで、多くの場合、総務・庶務担当や広報担当の部局が兼務したり、あるいは史料館や展示館の事務局が兼務したりといった場合が多いと思われれます。執行部は、慎重な判断の上で、どの形態が適切かを判断して設定することが大切です。

《問》 既存の沿革史との関係をどうするか

責任組織が発案するかしないかという時期に、一つの問題が起きました。一〇〇年史の前に五〇

年史が出ていたのですが、それをどう扱うかということでした。五〇年史まではすでに本があるのだからそれをもととして利用し、今回はその後の五〇年分だけを書けばよいという意見と、いや、あらためて一〇〇年全体を書くことにするべきだという意見とがあり、なかなか決着がつきません。どのように考えればいいでしょうか。

《答》

結論から言えば、あらためて一〇〇年全体を書くことを選ぶべきだと思います。

以下五〇年史を「先行本」と呼んでおきますが、その先行本が出た時期と今回の企画との間には五〇年という歳月が過ぎていきます。この間に沿革史の著述者の間には二世代ほどの隔たりがあり、大学を囲む環境や時代状況にも大きな変化があります。責任組織のメンバーにもまた読者にも、歴史を見る目には大きな変化が起きているはずで、特に創立の経緯や黎明期の歩みをどう見るかについても大きな変化があったことでしょう。加えて、五〇年の間には、先立つ期間について多くの新資料やデータが加わっているとされます。

先行本を不動の土台石のように置いて、その上に五〇年史を乗せるというようにはいかないのが歴史研究の常道です。新しい一〇〇年史は先行本の五〇年史の見直しと書き換えを要請します。新しいメンバーで新時代の沿革史を書くという意気込みで出発されることが肝要だと思われれます。

一〇〇年史と一五〇年史との間で創設前史の記述に徹底的な変革が行われた例として、最近刊の『立教学院百五十年史 第1巻』（二〇二三年二月）と『立教学院百年史』（一九七四年一月）とを比べて見られることをお勧めします。一〇〇年史で物語風に概説されていたキリスト教教団（立教の場合）はアメリカ聖公会）の成立史とその特質、また日本における学院創立者ウィリアムズの詳

細な活動の叙述などが見違えるほどに詳細豊富になり、学術的なレベルにおいて高くなっていることに驚かされます。

同学院では両者の中間に一二五年を記念した資料集も出ました。その成果も一五〇年史には踏まえられていますが、それだけでなく、五〇年間に在米教団資料の調査も進み、またウィリアムズをはじめ在日学院創立者たちの研究も進展したのです。加えて建学の理念への学内外の関心も高まり、記述の進展を支えたと見られます。

第二章 編纂活動 ステップ1 基本資料を検索する

編纂作業が始まると、まず着手されるのが各種の史資料を検索・調査することです。

慣習では歴史的な文献・資料を「史料」と記し、現代的な資料や物品なども含めていう場合に「資料」と書くことが多いようで、双方を含めて広く言うときには「資史料」と記すことも少なくないとみられます。本書の中では主にこの資史料の意味で使いますが、いちいち「資史料」と記すのは煩瑣ですので、特別の場合でない限り単に「資料」と記します。

さて資料調査の最初の対象になるのは、沿革史の基本資料とも言うべき文書群です。それらは学内にあつるものと学外にあるものとに分かれ、重要性の度合いも国・公・私立大学にとってそれぞれかなり違います。

一 学内行政文書

(一) 国立大学の場合

国立大学の場合、沿革史の基礎として最も重要なものは、大学の制度的な歩みを語る学内公文書群です。しばしば「行政文書」「非現用文書」などと呼ばれることもあり、また綴じ方の特徴から「簿冊類」とも呼ばれます。二〇〇四年の法人化以降は「法人文書」とも通称されます。行政文書も法人文書も、学内の会議記録、文部省・文部科学省など諸官省との往復文書、事件・事故などの関連記録といったように類別方法はさまざまですが、大学の歩みについての基幹的な情報が盛られている資料群です。

文書館や資料館がつけられている大学では、この文書の大部分はそれらの施設に移管され、整理保存されつつあると思われれます。他方、量的な問題や管理運営上の都合で、各学部や研究所の事務室などが一貫して分け持っている例もあり、所蔵形態は一概ではありません。

右記の行政文書には、各学部・研究所などの教授会・所員会議などの記録を中核として、旧制大学時代の評議員会記録、内閣・文部省など諸官省との折衝・交流などの記録、地域や諸団体との交渉記録、さらには学内の制度改革会議の記録、内閣諸官省や文部省などとの交渉や軋轢の記録、教員の身分、学問の自由・大学の自治に関する諸事件の関連資料や当事者文書など、種々なものが含まれています。

最も重要なものは、旧制時代や戦後の新制大学時代の評議会および各部署の教授会あるいは所員会の記録、そして二〇〇四年の法人化以降は役員会、経営協議会、教育研究評議会、その他無数の諸会議の記録です。もちろん法人化後も学部教授会や研究所会議の記録は重要なものです。

官立大学（国立大学のかつての呼び方）の教授会が帝国大学だけでなく全大学に法定されたのは一九一

八年（大正七）末の旧制大学制度化以降のことでした。その後は各大学・学部で克明に開催され、また記録され、おおむね保存されていると思われます。一方、評議会記録は、一八八六年（明治一九）に東京に帝国大学がつくられてから各地の帝国大学で「評議会記録」としてつくられ保存されている記録です。

このように確実に保管されている史料ですが、活用の可能性という点から見ると問題が浮かんできます。

公開可能性が最も高いのは評議会記録で、法人化前の記録はおおむね閲覧・記述してよいことになっています。かつては編纂・刊行委員会のような公的組織に対してすら「閲覧そのものを禁ずる」「閲覧はよいが筆写や引用は禁ずる」といった制約を設ける大学・学部もありましたが、最近はかなり変わってきています。それに引き換え、学部教授会や研究所会議の記録は厳重に非公開とされている場合が多いようです。個人的名誉に関わる人事問題や学生懲戒問題、博士学位審査問題などの記録が含まれているからだと思います。

沿革史が公的な出版物であることを思えば、非公開が全面的に妥当なこととはいえません。しかしルーラなしの全面的な公開も妥当とはいえません。

公文書の活用は沿革史の編纂、特に国・公立大学のそれにとって不可欠なことです。閲覧できなければ真実の歴史は書けません。それだけに、行政文書には一般的に公開の原則があることを前提としつつ、個別の文書に即応した公開の方法を探っていくことが重要だと思われれます。

（二）公立大学の場合

公立大学でも行政文書の存在形態や保管のされ方などは、国立大学と大きな違いはありません。

ただし国立大学と違うのは、公立大学・公立専門学校と地域代表との間に協議を重ねる機関として早くから「商議會」が置かれ、独自の審議を続けてきたことです。その記録はまさに公立大学に固有の重要な沿革史料です。

教授会は国立大学と同じく一九二〇年代に多くの医科大学が発足してきたころから国公立各大学の医学部で機能してきたはずですから、その記録はおおむね所蔵・保管されてきたはずです。その公開の可否についても国立大学の右記の事情とほぼ同じといえるでしょう。取り扱いについてはやはり慎重かつ柔軟な配慮が必要です。

(三) 私立大学の場合

私立大学でも国公立大学と同様に、学園の歩みを示すさまざまな「学内公文書」が沿革史の基本資料であるということに変わりはありません。

その中でもとびぬけて重要な基幹史料は、理事会および評議員会という二大管理機関の審議記録です。さらにこれらの機関の活動に関連した同窓会・校友会などの諸資料が残されていれば最高です。

沿革史編纂の最中に、旧職員の思い出話など偶然的のヒントをもとに物置の片隅に完全な理事会記録が見つかり、その関連資料も含めて充実した「資料編」をつくることができた大規模私立大学の例もあります。

この例のように、旧制大学あるいは旧制専門学校・大学予科などの時代の旧制高等教育機関文書は、学内の思いがけない場所に放置同然の姿で保存されている場合があります。旧職員の伝手や記憶などを頼ってそれを探し出すことも、沿革史編纂の大切な第一歩です。

(四) 広報誌・定期刊行誌

国・公・私立を通じて、学内にはいろいろな定期刊行物が出ていることがあります。例えば複数の事務局が刊行するコミュニケーション用の「ニューズレター」類や、同窓会向け交流誌なども重要な資料源です。なかでも見逃すことができないのは、執行部の責任において出されている「学内広報」といったタイトルを持つ定期刊行物です。一九六〇年代末の紛争を機に発刊されたものが多いのではないかと思われるのですが、それらは「学内官報」と言ってよく、特に近年の学内動向を知るにはかけがえのない資料です。

もちろん執行部の目を経ているとはいえ、史料としては第二次・第三次の史料に過ぎませんから、第一次の公文書で「裏を取る」手間を惜しまず、しかし大いに活用されることを勧めたい資料です。

二 学外にある資料

(一) 国立公文書館の内閣文書および地方公文書館の文書

全大学にとって重要なのは国立公文書館に保存されている「公文録」と「公文類纂」、「太政類典」などの内閣文書です。閣議記録を主とするのですが、法令の起草・審議記録をはじめそれに関連したさまざまな資料が盛り込まれていて、特に大学関係法令の発布・改廃の経過資料や旧制私立大学の認可の経緯、官立大学講座の制定・改廃などをめぐる事情に関して多くの情報が見つかる場合もあって、欠かせない参照資料です。

他方、すべての公立大学や一部の私立大学にとって重要なのは、地方自治体の資料館です。例えば東京であれば東京都公文書館、道府県であれば各道府県の公文書館が、不可欠の調査箇所になります。という

のも、右の大学は、かつて公立専門学校や私立専門学校であった時代に都道府県や市の監督下にあったからです。管理運営に関する事柄（設置改廃や管理者・規則等の変更、校地移転等々）について、すべて地方行政当局に認可を受けるか届け出をする仕組みになっていました。従って自校に関係する書類を検索すれば、そのような側面の歩みを知ることができます。

ちなみに国立大学の一部にも、かつて府県立高等教育機関として設置されていた大学があります。それらの大学の場合も都道府県立あるいは市立公文書館の検索を欠かすことはできません。

（二）国立教育政策研究所「戦後教育資料」と大学基準協会アーカイブス

国立教育政策研究所および大学基準協会が収めるこの両資料は、七五年前に起きた新制大学成立期に自校がどういう状況の中でいかなる要請に迫られていたかを知るには不可欠の資料群です。

国立教育政策研究所の「戦後教育資料」は、戦後教育改革を担った文部省系高官たちが所有していた公文書の寄贈を受け、整理した文書群です。占領軍当局との交渉の一端もわかる資料も一部含まれています。このほか同研究所には数人の元・文部省で実務に当たっていた高級官僚が所有していた文書群が整理保存されており、その中には大学に関する貴重な資料もいろいろと含まれています。

大学基準協会（公益財団法人）のアーカイブスは二〇〇〇年代に入ってから整備され、フィルム化されて、公開されるようになった資料群です。特に一九五〇年代初めまでの占領下の大学資料に関しては貴重を示唆を含む資料に満ちています。同協会は、占領軍当局の強力な内面指導の下で「大学基準」の起草制定や一般教育の発足普及に大きく関与しました。同協会の資料を見れば、新制大学制度の形成過程の実態が分かります。それだけでなく、さまざまな委員会の議事録や活動記録を見れば、自校の元学長たちや大

学問題担当の有力教員たちが、旧制から新制への転換期に全国大学の改革動向にいかに参加して、どのような働きをしていたかを発見することができるとでしょう。戦前から大学であった伝統的の大学も、戦後に昇格して新制大学になった新しい大学も、それぞれ何らかの形で参加、関与した機関の資料です。

同協会には『大学基準協会五十五年史』（通史編・資料編）（二〇〇五年）という大冊の沿革史が出ています。どのような活動をしたかの索引として役立つでしょう。

（三）アメリカ占領軍関係文書

アメリカ占領軍が開放した日本占領関係文書は、大学史研究にとって不可欠の重要資料です。とりわけCIE（民間教育情報局）関係文書の中には、大学の戦後改革関係資料が多く含まれています。一部大学にとってはこの資料を精査することなしには戦後改革や現況説明が難しいでしょう。それは、お茶の水・奈良の両国立女子大学と、神戸女学院大学、聖心女子大学などいくつかの私立女子大学のことです。これらの大学が戦後出発するに際しては、GHQの担当官たちが大きな関与をしました。さらにGHQには医学・歯学、地方行政を担当する医事局や地方部局も置かれていました。それらの局の関係文書も大学・高等教育に深い関係があり、検索に値するものです。

他方、GHQ担当官たちは大学基準協会を通じて大学政策、大学基準の制定、一般教育の普及、さらに医学歯学教育などの分野で積極的な改革指導を行い、集った大学人たちに大きな影響を与える一方、総司令官マッカーサーの直下において大学の動向に深い影響を与えました。

GHQ文書の大部分は国立国会図書館の現代史資料室にマイクロフィルムの形で保存・公開されています。

(四) 新聞・雑誌などマスメディアの資料

見逃せないのは新聞や雑誌などに掲載された自校関係記事です。

新聞であれば全国紙の地方版などに、ときには学内史資料を上まわる詳細な情報が載せられていることがあります。特にその地域で長く発行されてきたいわゆる「地方紙」には、沿革史にとって決して無視できない記事が載っています。

雑誌には検索必須な情報が新聞ほどに多種ではないように思われます。戦前の総合雑誌、あるいは戦後の大学紛争期の諸雑誌を見ればわかるように、旧制大学卒業生の失業や思想問題、社会問題化した学生運動などの事件が起きると、多くの雑誌が大学に注目して記事や論説を載せましたが、戦後になると、学生運動、紛争などの特別な時期を除けば、それ以外の時は大学関係記事の密度は低く、距離も遠いと言っているでしょう。

(五) 学生新聞・同窓会雑誌など

近現代の日本に大学関連記事を専門に扱う雑誌が出たことは極めて少ないのですが、そのかわりに見逃せないのが学内新聞です。復刻版も出版された「帝国大学新聞」（東京帝国大学の学生新聞）をはじめ、旧制・新制の多くの大学で、学生たちが学内新聞を刊行してきました。多くは任意団体による編集・刊行事業ですし、発行も不定期なものが少なくなく、また戦時中には発行禁止になった例もあって、安定した情報源とは言えません。しかし公文書などが伝えない情報を掲載している場合も多く、沿革史編纂の最初の段階で検索しておくべき資料の一つです。

学生新聞と並んで注目されるべき資料は、同窓会を母体とする新聞や、大学が同窓生あてに出してきた

広報誌の類です。

帝国大学を中心とする国立大学には、同窓会誌に近い「学士会月報」（後に「学士会報」）があります。個別大学の沿革事象について触れるところは多くはありませんが、大学や学術研究について一般紙誌が触れない話題や、学生時代の大学についての思い出話など貴重な記述を載せることがあります。最近では執筆メンバーも多様化して、国立大学だけでなくさまざまな大学・高等教育機関の卒業生も登場していますから、情報の範囲も増えています。

（六）文部省・文科省の年報類

ともすれば無視しそうになるのが、旧文部省および現・文科省が例年出してきた「文部省年報」「文科省年報」および文部省の外郭団体である文教協会という団体が例年出してきた「全国大学一覽」という冊子です。

「文部省年報」「文科省年報」は一八七五年（明治八）以来、毎年文部（文科）省が出してきた統計を中心とする報告年報ですが、記事内容の始めは一八七三年（明治六）にさかのぼります。

内容は統計に止まらず、全国あるいは地方教育の実態、官公立学校に関しては個別の運営状況、また早い時期には外国人顧問の報告までも載せている貴重な冊子です。私立学校についても個々の学校ではよくわからない入学者・卒業者数などを確かめることができる場合が多く、正確な沿革史を編む際には欠かせない史料だと言えます。

「全国大学一覽」は一九五〇年代から文部省の担当部局が編纂して出し続けてきた年鑑ですが、遺憾なことに近年は刊行が不定期となり刊行主体も流動的になっています。しかし国・公・私立を問わず全大学・

大学院の学部・学科構成をはじめ校舎の所在地、附属学校の状況、付置研究所や別科などの状況などを閲覧するにはまたとない資料です。

以上の「年報」や「一覽」はこれまで教育学者、特に教育史研究者にはよく利用されてきましたが、日本史研究者にはあまり馴染みがないように見えます。しかし今後は大いに活用されるように勧めたい資料です。

(七) 受験雑誌・学校案内書

自分たちの大学の歴史について生きた情報をつかむには、受験雑誌は最も有用な資料の一つです。戦前から戦後の代表的な受験雑誌は研究社刊の「受験と学生」および旺文社（旧・欧文社）刊の「螢雪時代」（前身誌は「受験旬報」）の二誌でした。

編集方針も発行頻度もそれぞれ独自のものでしたが、第一に、高等教育機関への進学の一般的動向が分かること、第二に、自校の進学競争上の位置づけなどが推定されること、第三に、今は統合されている旧制高校や予科、また旧制専門学校などへの入試問題を確認できることなど、貴重な情報に迫ることができません。戦前の編集には官立学校偏重の傾向があつて、私立大学予科の試験問題の掲載が少ないという問題があります。その一部は特集号の「学校案内」や「入試問題集」で補うこともできます。

戦後の場合は、「螢雪時代」の本誌だけでなく特別号や特集を使って、入試問題の変遷や学部・学科の変動などを確かめることができます。

他方、小見出しに示した「学校案内書」とは、『全国諸学校案内』『男女学校案内書』『東京進学案内書』といった書名で明治期の一八七〇〜八〇年代からおびただしく発行された図書群です。専門家の調査によ

ると、明治期刊行のものだけでも一四九種にのぼるとされています（菅原亮芳『近代日本における学校選
択情報 雑誌メディアは何を伝えたか』二〇一三年、学文社）。年度ごとに版を重ねたものも多く、大正
期のものを加え現存本を発行年度毎に分けたうえで延べ数を累計すれば、発行総数はさらに大きいもの
なるでしょう。

この種の文書の長所は、第一に、各年度の入試方法とその問題、受験生の志願状況や競争率、さらには
文部省の高等教育政策などを知ることができることです。さらに入学試験・選抜方法を窓口とした日本の
高等教育の状況全体を具体的に知ることができますし、自分たちの学校が発行年次前後には日本の高等教
育分布のどのあたりに位置していたか、ということを知ることができます。

こうした本の編者・著者については、名前は分かりませんが所属や経歴などははっきりしない例が大部分
です。また学校案内の場合、記事内容も編著者が書いたものはむしろ少ないと見てよく、各校の事務局が
提供した記事がそのまま載っていると見られる年度も少なくありません。文献としての精度が低いといっ
ても過言ではないでしょう。しかし内容が具体的であるだけに、案内書の発行当時における自分たちの学
校の状況を知るには極めて貴重です。

《問》 なぜ資料検索の幅を広げることが望ましいか

公文書や文部（文科）省刊行の年鑑類から受験雑誌まで、ずいぶんバラエティーのある資料群を
紹介して下さったわけですが、その趣旨はどういう所にあるのですか。

《答》

公文書や年鑑の方は、沿革史編纂の過程でこれまでややもすれば忘れられることが多かったから

特に挙げたのですが、受験雑誌や学校案内書のような資料を参看するかどうかは、出来上がる沿革史の質を左右します。そのことを考慮して、あえて付け加えました。

今後の沿革史は、大学・学校の内側の変遷、すなわち学部・学科の変化や出現・消滅、教員・職員メンバーの変遷、規模の縮小や拡大といった「内部事情」の叙述だけでは済みません。普及発展し続けてきた日本の近代高等教育機関の中で、自分たちの学校はどのような評判にさらされてきたか。どういった学校群の中で生き抜いてきたのか。また永年の間、日本のどの地方からどのような学校の卒業者を迎え入れ、どのような試験問題で入学者を選抜してきたか。試験問題の内容や問いはどういった教育観の変化に應じるものであったか。これらはぜひ記されたい事柄です。

他方、自校は卒業生をどのような職場にどのような比率で送り出してきたか。その卒業生たちのキャリアはどのように変化したか。さらに附属学校や関係学校を持つ場合、その学校と自校との関係はどのようにつくられどのように変化してきたか、といった局面を語る情報も大切です。これらを重視していけば、試験問題や出題者コメントを掲載している受験雑誌、また各時代の自分たちの学校の評判や特色、時には批判などを載せてきた学校案内書や評判記などがいかに重要な情報源であるかが分かるはずです。

これまでの沿革史では傍流の資料と思われてきたこれらを使いこなしていけば、大学と社会との生き生きとした接触の側面を明らかにすることができます。沿革史の刊行は社会に歓迎されることになるでしょう。

三 聞き取りという方法

近現代史研究で近年特に重要視されているのが、聞き取りを主とする「オーラル・ヒストリー」と呼ばれる方法です。平たく言うと「音声を通じて収集されたデータにもとづく歴史研究」ということになりませんが、具体的には「インタビューによる情報収集」のことです。

この方法は、沿革史編纂においては極めて重要な役割を果たします。

第一の意義は言うまでもなく「事実の確認」ということです。文書などによって明らかになったように見える事象でも、さらに具体的に知ることができずし、さらに、同一の事象の経過も違う角度から見れば異なる事情や位置づけがある、ということを知ることができます。

第二には、ある事象の終焉や裏側に、よく知られていなかった関連事情や背景・状況があったということを知ることができます。

その他、オーラル・ヒストリーの方法や意義については多くの参考文献が出ていますから広く参照してください。

大学の歩みの中には、たびたび大きな岐路が立ち現れます。その時、時代時代の執行部はそれなりの選択をしてきたわけですが、それらの選択がなぜ行われたか、学内に反対の声はなかったか、また選択を行った当事者たちはその後の経過や結果をどのように考えているかといったことは、沿革史を記す側にとって不可欠の情報です。当事者へのインタビューが威力を発揮するのはこういう局面です。

他方、大学の歩みの中ではたびたびさまざまな「事件」が起きます。事件は時には思想事件、治安問題などに拡大することもあり、他方純粹に内部事件に止まることもあります。多くの場合位置づけはな

なか難しいものがあります。なかでも学部の設定・改廃、校地の移転、大学の自治権と行政権との葛藤事件などを記す際には、それぞれの時点で大学側の取った措置をどのように評価し執筆したらよいかという微妙な局面が生まれます。

このような事象に対して大いに力を発揮する方法の一つがインタビューです。同一の事案・事件に関して当事者からインタビューを重ね、多面的な考察をしていくことが求められます。

インタビューで収録された成果は、録音データのまま注意深く保存される必要がありますが、同時に文字資料として起こしておくことも不可欠です。それによって編纂委員会の複数のメンバーで共通に視聴し情報を共有しておくことができます。

第三章 編纂活動 ステップ2 記述の骨格に向けて

一 目次をつくる

資料にもとづいていよいよ沿革史の本文を書き始めようとするときに欠かせないのが、目次です。目次の作成とその検討は、沿革史作成のスタートラインと言っていていいでしょう。

とはいえ、目次案にはあまりに細かい項目は必要ありません。仮に「編」、「章」、「節」、「小節」、「見出し」という構成になるとすれば、「小節」までの所が記されていれば十分です。ただし暫定的にその下の「見出し」までが示されていれば、執筆の際に一つの参考になると思われれます。しかし多くの場合「見出

し」段階の内容は、実際の執筆者に任されることになるでしょう。

二 時期区分について

大学史の長さに関わらず、目次を整えていく際に話し合いのトピックになるのは時期区分の問題です。時期区分は作品としての沿革史の骨格に関わる重大問題で、単なる技術的・事務的な作業ではありません。目次の決定から執筆者の分担が決まり、実際の執筆が始まる前に、全員の納得の上で時期区分も決まるよう、十分な話し合いが必要です。

取り扱う期限の短い二五年史や五〇年史の場合でも、大なり小なり時期区分という問題は起きてきます。その場合も話し合いが重要であることに変わりはありません。

《問》 これまで出た沿革史の時期区分の仕方には、どのようなタイプがあるか？

《答》

最も多いタイプは、制度史的区分です。創立前史、大学としての設置申請、認可、学部の創立、その新增設、廃止、大学院の新設……といった流れが中心となり、その間に移転、財政問題、紛争、事件などが挟まるといった構成になります。

政治史的区分の場合、明治維新、日露戦争、第一次世界大戦、大正デモクラシー、第二次世界大戦、敗戦、占領期、高度経済成長期、二一世紀へ向けて、二一世紀を迎えて、といった大きな出来事をメルクマールにして記述することです。ただしこの区分だけで通している例はあまりなく、多

くの場合、制度史的区分と組み合わせられて構成されています。

その場合、大学の歩みを政治史的区分だけによって切って行くのは特に古い大学の場合、大きな無理を伴うことがあります。

たとえば第二次世界大戦の前後を考えると、戦前の末期には大学は旧制の状態ですが、それが戦争や敗戦の瞬間に一変して新制大学になったわけではなく、旧制のまま戦中・戦後を通じて存続し、新制に切り替わったのは、戦後三、四年を経た一九四八、四九年のことでした。

つまり戦後三、四年間は、旧制時代の法的状況が大学内外に続くと同時に、並行して新制大学に向けての立法作業や機運が芽生えていたのです。この両者を同じ章や節で並行して書いていくのは至難の業であるだけでなく、読者に対しても親切とは言えません。

旧制期・新制期はそれとして独立の章・節を設けて新・旧制度が併存していた場面はよく整理して叙述し、両者の連関は「概説」などの章で述べるといようにする方が、両側面をそれぞれのびと書くことができると思われまます。

ちなみに、戦前につくられた沿革史の中には学長の交代に沿って区分されたものが稀にあります。特に宗教家・思想家などを創設者とする私立大学の沿革史に見かけますが、大学運営のリーダーシップが学長だけに依存しなくなった現在では、ほとんど選ばれない方式です。

三 沿革史の規模の設定と資料編のこと

この二つの問題は相互に絡み合うことがあります。

まず沿革史全体の規模を何巻とするか。これが第一の問題です。それは沿革史全体の構成を通史だけに
するか、それとも資料編を立てるかという第二の問題と連なつてきます。そして第三の問題は、資料編を
立てる場合、それを通史に先んじて出すのか、後で出すのかといった大問題が浮かんできます。

第一の問題から見ると、沿革史全体のボリュームは、記述する大学の周年数、学部数や研究所数などの
大学規模、許される財政規模、また目次の立て方などによって、それぞれの大学ごとに決まるとい
うほかありません。近年あまりに部厚い大冊は避けられる傾向があるため、全国の大学の沿革史はやや薄型化し
てきたようですが、一概には言えません。

第二の資料編問題の答えははっきりしていません。日本の大学全体の動向を見れば、通史や部局史と並
んで資料編を出したり通史編と組みあわせて「資料」の頁を設けたりするのは当然のことのように広がっ
ています。特に創立一〇〇年またはそれ以上の歴史を持つ大学の場合、これから出される沿革史に資料編を
立てることはむしろ企画の前提と考えられていいのではないのでしょうか。

ところで資料編を出版するとなつた場合、その巻をどのような構成・内容にするか、また諸資料をどの
ような配列にするかについて、現在のところ定型はありません。

法制度的動向を重視して、学内規則・法令類を中心に編成する例もありますし、資料編全体を中世期か
ら明治期までの宗門資料の復刻にあてた仏教系大学の例もあります。さらに理事会などの管理運営機関の
議事録を大幅に公開することにあてた大学もあるという具合に、さまざま内容・構成の沿革史が出され
ています。多様な例を広く調べた上で、独自の方針を決めることが大切だと思います。

第三の問題である通史編と資料編との刊行順序についていえば、資料編を通史の前に刊行する例はさ
すがほとんどないようです。通史の前に正確な資料編を出すのが理想でしょうが、それにだけ専念してい

ると通史編の刊行に思わぬ遅れが生まれ、事業全体が大幅に遅れる危うさがあります。現在のところ、刊行順序の問題よりもむしろ資料編を出すか出さないかという方針の決定の方がより重要な課題であるように思われます。

大学という機関は、「大学関係法」という一般法のほかに「学内規則」という稠密な規則群をもって運営してきたという特色を持っています。沿革史の中にその学内法を重視した資料編や資料集を遺しておくことは極めて重要な作業であると思われれます。

第四章 対話の章 編纂方針・調査・執筆をめぐって

これまで「ある大学で沿革史の発行が決定された場合、その後どのような手順が考えられるか」という問いかけを仮定して、ステップごとに要点を記してきました。たびたび述べましたように、沿革史の重要性は近年ますます高いものになっています。その編集方針や記述の中身すなわち「質」に踏み込んだ考察が必要になってきました。

以下の問答は、責任組織のリーダーの方たち、および実際に執筆される方たちのためのアドバイスです。文字通り一つの参考意見としてお読みください。

《問》 「建学の理念」をどう調べるか

沿革史を通じて「建学の理念」を明らかにすることが大切だということはよくわかります。その

「理念」をどのように調べていけばいいでしょうか。

《答》

「はじめに」で述べましたように「建学の理念」自体が曖昧なものである大学は多く、仮に創立当時にそれらしい言説が表明されている場合でも、その表明を取り巻く事情や環境は多様なものがあります。

これらを注意深く見極めるには、創立前後の自校の状況と創立に関わった人物、さらに人物たちのキャリアや思想形成などについて歴史的事実に明らかにしておくことがぜひとも必要です。

また彼らがキャリアを積み、思想を形成していくなかで、学校・大学という社会的・物理的な施設のある方をどう考えていたかを解明していくことが求められます。談話や演説、随筆、論文などの「言説」や抽象的な「思想」を調べるだけでは十分ではありません。大学・学校などの具象的な姿や、制度によって規定された教育のあり方などについて、また大学がどういう人物像を生み出すことを期待したかなどについて、具体的・実践的な視点のもとに解明することが必要です。

このように考えると、建学の理念探究という作業は、責任組織の中の個人の担当に任せておくだけでは不十分になるでしょう。編集のある時期に特別研究グループをつくり、その共同研究の成果を「研究紀要」などに発表してもらい、討論していくといった運びが有用であるかもしれません。

《問》 歴史上の「事件」にどう対応するか

対象期間内には学内でさまざまな「事件」が起きています。それらをどう扱うか、ヒントがあったら教えてください。

事件の中には、

(一) 一部の学部や研究所で起きたが全学的には報告されるにとどまった事件
(二) 学部や研究所を舞台に起きた事件でありながら影響は全学的な規模で広がり、大学史上見逃すことのできないものになった事件、の二種があります。

(一) の例としては学生による試験時の不正事件、教授によるハラスメント事件などがあります。話題としては一時全学に広まったかもしれないかもしれませんが、事柄は部局ないし当大学レベルにとどまるような諸事件です。

(二) の典型例としては、戦時中の東京帝国大学で起きた「平賀事件」と呼ばれる事件があります。経済学部を舞台とする教官同士の葛藤を解決するため、総長・平賀讓が直接に乗り出して、対立していた教員兩人を休職処分にしました。しかしその際、教授会の意向は問われませんでした。教授会自治の侵犯ではないかという声が上がりましたが、総長は押し切りました。

戦後で言えば占領軍当局に赴任してきたW・C・イールズが、各地の大学を回って「赤色教授」の追放を呼び掛け、学生たちとの間に対立を起こしたレッドパージ事件もあります。また大学によっては、マスメディアによって注目され広がった運動部の傷害事件や、教員による殺人を伴うセクハラ事件などは、このカテゴリーに入るでしょう。

沿革史編纂上の問題としては、(一) については各学部・研究所が採否を判断した上で取り上げることになったら自らの責任のもとに叙述する、ということにすれば、問題はないでしょう。

これにくらべて(二) の場合は、学部・研究所などと編纂・刊行委員会との双方が何らかの形で

取り上げることになるでしょう。その際、第一に浮かぶのは委員会と当事者の学部・研究所などが書き方を調整しつつ協議しながら進めていくというやり方であり、第二は、調整の必要はない、事件の経過や位置づけに関してのおの独自の判断と叙述を行っていけばよい、というやり方です。

部局の独立性が相当に強く、各学部や研究所などの編集組織の判断が尊重される伝統があるような場合には、部局史の視角からの判断はそれとして尊重する一方、編集・刊行委員会の判断も通史部分においてそれとして尊重する、といういわば両立の方針を取り、全学的な立場から無理に調整することを避けるという方法もあるでしょう。

ただしこの対応がベストというわけではありません。大学によっては、すべての事件に関して第一の協議方式を取って調整することも多いだろうと思われれます。それが抵抗なく行われることこそ実は最も妥当な進め方であろうと思われれます。

《問》 大学紛争の扱い方について

一九〇〇年代末ごろまで、大学紛争を取り上げるにはたいへんな苦勞が必要だったと聞いています。どういうことだったのですか。

《答》

このトピックは大学沿革史編纂上の重大問題の一つでした。紛争そのものの思想的・政治的評価が多様であったばかりでなく、大学側の対応についても評価が多様だったからです。

他方、かつて若手教員あるいは大学院生として紛争に関わったメンバーが学内で勤務している場

合もあり、また卒業生の中に紛争に関する著作活動を行っているメンバーもいたりして、沿革史の書き方によっては編纂・刊行委員会の思想性が問われることになりかねませんでした。一九八〇～九〇年代ごろまでの状況はそういうものだったと言っていていいでしょう。

あのころまでに出された沿革史における紛争の取り上げ方は、大きく三つのタイプに分かれていますように思われます。

(一) 紛争自体を平和な学園を脅かす事件として厳しく評価し、学生たちの派閥やセクトのうち特に暴力的な傾向を持つ特定のセクトやその運動を批判するという視角で紛争を描写したタイプ

(二) 特定の党派・グループの運動形態や方法にこだわらず紛争の全経過をトータルに述べたタイプ

(三) 叙述をもっぱら大学側が取った対応や措置に限定し、運動そのものの経過や質、運動団体の歴史などに関しては触れないとしたタイプ

(一) のタイプを取った大学は多くないようですが、宗教系大学の一部や、昔から学生運動の盛んな大学の一部に見られるもので、私立大学沿革史に特有の叙述だと言えるかもしれません。

(二) および (三) のタイプは多くの国・公・私立大学が取っている、いわば無難な対応です。ただし「大学側の対応と措置」とはいえ、それらの方針や措置の決定過程、契機、学内意見におけるずれや対立、学長その他の役員や有力学部長の動向、文部省ほか行政当局や政界の対応といった複雑な側面への調査が必要なことは、紛争以外の事件の場合と変わりありません。すなわち公私文書の分析や関係者へのインタビューが不可欠なことは、他の事項にまさるものがあると言っています。 (三) のタイプも (二) と同様に無難なものに見えますが、かといって学内・学外資料の

検討や検索やインタビュー資料の検索を怠ることはできません。

《問》 「選択の系で書く」とはどういうことか

本書の「はじめに」では、沿革史を「推移の系ではなく選択の系で書く」ということを勧めておられるように思われます。それはどういう書き方なのでしょう。

《答》

「学園は、震災後の何年何月、〇〇へ移転した」とか、「何年何月の新学年度から経済学部には経営学コースが新設された」といった事象があつたとします。その場合、移転や学科新設といった事実そのものは、それこそ静的客観的な「事実」や「推移」です。沿革史がいわゆる制度通史だとすれば、こうした事実や推移が正確に書いてあることは、まず求められる要件です。

しかし今後沿革史に求められるのは、それだけではないと思われれます。なぜなら沿革史には二つの新しい要請が投げかけられているからです。

「はじめに」でも述べましたように、一つは構成員のアイデンティティー形成に資すること、二つには大学という機関の歴史を担った先人たちの選択の歩みを浮かび上がらせることです。

第一に、沿革史の解明を通じて、その編者や執筆者そして読者は何を知るでしょうか。

編者・著者たちがまず知るの、そして読者が知ることのできるように記してほしいのは、次のことです。すなわち、長い学園の歩みのなかで、各時代の先人たちは、大学と自分たちとが直面した課題をどう把握し、そのなかでどのような解決の方途を編み出したか。

これを明らかにするには、沿革史を事実とその推移を記述するだけの客観的な物語にせず、先人

たちの選択の系のもとに書き記しておくことが重要です。それは先人たちを古い動画の中を動く人物像として記すのではなく、参加と選択の主体として登場してもらおうことです。

第二に、以上のような選択の目的は何でしょうか。

それは「先人たちのあらゆる選択は『大学』という独特の機関 institution に関わる判断ないし行動だった」ということです。その「大学」は、いうまでもなく教育と研究を固有の使命として持つ組織です。その使命を果たすために、通常は、一定の校地の上に校舎や施設を持ち、教育のためには学位やカリキュラム、学部や学科といった制度を備え、そこへ教員と学生を招き寄せてきました。

他方、大学は、人文・社会科学研究や大規模な科学技術研究を通じて社会及び国家に貢献してきた大規模な施設でもありました。また多数の研究者と大学院生という研究者候補生たちが集まる場でもありました。

一方、大衆化のもとで、大学は専門性と教養の教育に圧倒的な重点を置く必要に迫られてきました。大学の教職員と施設は、その要請に即して、学生たちの専門知と教養知とを育て、社会に送り出すという重大な役割も果たしてきました。

こういう使命を負った大学が絶えず迫られてきたのが、施設や教育制度の弾力的な改編・改革、廃止・新設を伴う運営の努力でした。また特に大学運営の基本となる財政運営と資金の確保という仕事でした。絶えざる問題の発見と対応、そして変更の探究と成長、それらを担ったのが先人たちであり、現在自分たちの働き学ぶ大学はそのような努力の所産であることを知らせてくれるのが大学沿革史の役割です。

それは単なる「機関」の推移史ではなく、かといって先人たちの功績の歴史でもありません。大
学としての使命遂行の記録であると同時に、教育者であり研究者、そしてその協働者でもあった歴
代の先人たちの歴史への参加の記録でもありました。沿革史にとって大切なのは、歴史の主体とし
ての先輩たちの姿と改変・改善されてきた自校の具体的な学園像とが生き生きと描かれること
です。

「大学の歩みを推移の系でなく選択の系で書く」というのは、以上のような姿勢で、数十年間ある
いは一世紀以上の歩みを記していく、ということですが。そこに現れる人物たちは、単なる「登場し
行為する人物たち」ではなく「選択し参加する人間たち」になるでしょう。もちろん先人たちを顕
彰するものではありません。彼らが当時の大学のために何を考え、何を期待し、将来のために
何を残したかを正確に記しておくことです。そのように書くことが、沿革史を読者にとって身近な
ものにしていく大切な方法になると思われます。

第五章 編纂と並行して起きるさまざまなこと

目次の決定から本文執筆、資料編の編纂というように長い時間をかけて作業が進んでいきます。その間
に、並行してまたそれよりも早く、決めていかなければならないことがいろいろと起きます。ここでは各
地の大学で起きている案件を取り上げて、どう対応するほうがよいか、参考までに書いておきましょう。

一 研究紀要を併せて出すかどうか

近年、沿革史の編纂が進行すると並行して大学史についての「研究紀要」を発刊する例が増えてきました。通史の基礎になる資料の整理や研究、あるいは復刻作業などを掲載し、若手メンバーの業績づくりの場になることを期待して発刊される場合も少なくありません。

沿革史刊行後も研究紀要の発行は続く例が多く、それはそれで今後の日本の近現代史研究や教育史・文化史研究に少なくない貢献を果たしているのではないかと思われまます。しかし他方、沿革史編纂の最中に紀要の発刊を決めたために、それに手間を取られて本業遂行のエネルギーが削がれてしまったという例もないではありません。両者が相即して進むことを通じて、日本の近現代大学史研究のレベルが高まることを期待したいものです。

二 アルバムや「小史」を発行するかどうか

計画通りの沿革史を編集しているさなかに、集まった写真などを使ってアルバムや写真図説などを先行して出したい、また大学の小史を語るテキストや冊子を出したいというような提案が起きることがあります。またそういう作業が沿革史本誌の編纂と並行して進むことになる場合もあります。

動機はさまざまであるようです。「沿革史の編纂が遅れそうで周年記念式典に間に合いそうもないからアルバムを出しておく」という代替案アイデアによるものもあります。また「資料調査の副作業として行っていた写真収集の成果が貴重なものとなり、文字資料とは別に公刊に値すると見られる写真が多いか

ら」というもの、「新規の科目として自校史を講義したい、そのテキストが必要で委員会できとりあえず簡素な小史を出してほしい」と要請される場合まで、実に多々あります。

背景や経緯はともかく、アルバムといえども広い意味での大学沿革史の一種にほかなりません。時間と人手に余裕があれば、編纂・刊行組織も協力することが望ましいでしょう。ただし冒頭に書いた「沿革史の代替案としてアルバムや小史を出す」というような場合、往々にして沿革史の刊行がますます遅れることもあり得ます。全学の管理運営機関と編纂・刊行委員会の負担がいたずらに過重なものにならないよう配慮することが必要です。

三 重大な校訂作業とその準備

執筆者たちによる原稿が出来てそれを印刷に付すまでの期間に行わなければならないのが、校訂と最終校正の作業です。

このうち校正は主に執筆者本人プラス委員長その他の担当者の仕事になりますから、特に言うことはありません。これに比べ、委員会にとって特に重要なのは校訂の作業です。周到な準備と大胆な行動が必要になります。

校訂作業でまず行われるのは誤謬の訂正です。使われた資料の適否や引用文の正誤といった初歩的な事柄も検討されます。

次に行われるのが、行文内容の調整です。これこそ校訂作業なしには行われない、しかも編纂事業の成否に直結しかねない作業です。

目次項目を分担して執筆した場合、執筆者たちがどう配慮しても起きてしまうのが、記述の重複です。特に章や節、時には小節の冒頭の所に起きます。例えばB節の執筆を分担した人は、その節の中心的主題や事項を、その起源にさかのぼって、すなわちいつからどのように起きたり出現したりしたかということから書き始めようとする傾向があります。しかしそれはすぐ前のA節の内容にほかなりません。こうして既成のA節と新規のB節の冒頭との間に、しばしば重複が生まれます。

いうまでもなく沿革史は通史です。学会誌などと違って個別論文を集成したのではなく、通読されることを期待して書かれる本です。章・節・小節間の重複は、何としても避けなければなりません。校訂の担当者は、勇気をもって重複した記述をどちらかの項目に統合して一つにまとめる作業をしなければなりません。

先に、校訂作業には慎重な準備と大胆な行動が必要だと記しました。「慎重な準備」は校訂者が行う資料面、内容面での事前準備や予習を指しますが、それに劣らず不可欠なのが、原稿執筆が予想される人々に対して、組織の委員長があらかじめ断わりを入れておくことです。すなわち「提出願う原稿には、委員会で部分的な改訂を施すことがあります。ご了承ください」という趣旨の了承をもらっておくことです。

改訂はあくまで編集上の都合によるものであるということも断っておいた方がいいでしょう。「もし大きな修訂になる場合は、執筆されたご本人の了承を得ることもあります」ということを付記しておいてもいいかもしれません。他方、執筆者が若い研究者たちである場合には、「提出された原稿は当大学への貢献としても、またご本人の学問的業績としても活用されるように、編集室で原型のまま保存しておきます」と断っておくのも、望ましい措置です。

このように慎重な準備が必要なのは、原稿の改訂という作業が、時には当事者の著作権や「学問の自

由」と対立する事案になりうるからです。ただしそれだけではありません。大学内には古くからの勤務経歴があったり専門学会で高い名声を持つ「大物」教授がおられたりして、それぞれに原稿の内容や叙述に強い自信を持っている場合が少なくないからです。もし準備不足のまま調整に踏み込めば、その後の調整や校正作業のとき、あるいは本誌の公刊後にも、思わぬ葛藤が起きないとは限りません。

他方、このような校訂作業を経て、初めて沿革史は立派な通史としての姿を見せることができます。十分な史料を持ち日本の大学史に重要な貢献を果たした大学でありながら、章・節ごとに重複が頻出したり文章の出来不出来が甚だしかったりする沿革史を見ることがあります。凹凸の激しい沿革史を読んでいると、今さらのように校訂作業の大切さを思い知らされます。

四 年表・索引を付けるかどうか

本史あるいは複数刊行予定だった沿革史の最終巻の刊行が迫ってくるころ、よく話題になるのが年表や索引をどうするかということです。簡単な話題のようでいて、実はたいへん大きな問題です。

年表は記述した沿革全体を概観するために便宜的にも付けておきたい気持ちになりやすいのですが、つくってみると困難さが分かります。年表項目の記述は、本史の記述と変わらないくらいの配慮を要するものだからです。それどころか年表項目をつくるうちに沿革史本文の不十分さや誤りが分かって、さかのぼっての改訂が必要になるといった例に事欠きません。執筆者たちから大幅な委託を受けた委員会メンバーが思い切った略年表を付けるといった条件があれば別ですが、普通は、満足できる年表を限られた時間内に新しくつくることは不可能だとみていいでしょう。

索引づくりも魅力的な事項です。事項編、法令編、人物編などに分けて載せることができればいうことはありません。しかし、既刊の本史はあるがその索引準備はまだできてきていない、しかも最終巻刊行の完結を迫られている、といった厳しい時間的環境のもとでは、これもまた容易に果たせる作業ではありません。

望まれるのは、この二種の作業のうち、特に索引づくりを初めから編纂計画の中に入れておくことです。大学は多くの政治的・社会的・文化的事件と関連しながら歩んできました。またたくさんの人材を生み出し、科学の新分野を生み出してきました。それらの事象や人名が浮かび上がる索引は、単に一大学の沿革のためだけでなく、日本の近現代文化史・教育史研究のための利器の一つになることでしょう。編集上の欠かせない手続きの一つとして索引づくりが組み込まれることを期待したいものです。

第六章 刊行へ

一 出版社の選定

沿革史を出すときに出版をどこに依頼するかは重要な課題の一つです。

この件については編纂・刊行委員会が決定権を持つ例ばかりではなく、学内の他の運営機関が事運ぶ場合も少なくないかもしれません。その場合も決定の如何は公刊に向けての後の運びに大きく影響しますから、編纂・刊行責任組織の側も何らかの形で要望を提出できるように道筋をつくっておくことが大切です。

す。

大学出版会や出版部がある場合、話はスムーズに運びやすいと思われませんが、それは少数の大学に限られるでしょう。大多数の大学の場合は、大学の財務状況によっては複雑になることもあります。複数の出版社を対象にした入札といった手続きも必要になります。国・公・私立を問わず、手続き・対象ともに慎重かつ公正に決定していくことが何より重要です。

他方、出版社の選定は、その後、原稿や校正刷りを受け渡したり、印刷のレイアウトを決めたりしていく事業最終場面の雰囲気やリズムに大きく影響してきます。それらは書籍の最終的な出来具合や発行期限の問題に大きく響きますから、執行部が主体となって選ぶ場合にも、当事者である編纂・刊行委員会の立場を尊重しつつ慎重に決めることが大切です。

二 本ができた 頒布先の選定

いよいよ本が刊行されることになりました。編纂・刊行の当事者たちにとっても待ちに待った時機が来たわけです。

できた沿革史をどう頒布するかについては、編纂・刊行の当事者たちには直接の責任はありません。国立大学なら編集事務費や刊行費用を管理した学長および役員会、私立大学なら財務面を担当し記念基金の寄贈団体、それと関係の深かった理事長、理事会・評議員会の中の財務担当者たちや担当部局、これらの判断にゆだねればすむと考えていいでしょう。

頒布先は各大学間でも違うでしょうし、また公立大学、私立大学との間にも差異があるはずですが、こ

ここでは詳述しません。

ただし刊行前後のあわただしさの中で、自分の大学の附属図書館に「寄贈」するのを忘れていたという話もあります。出版という事態に安堵して、配布先の選定には甘さが付きまとうように思えます。注意が必要です。また学外では国立国会図書館への寄贈も忘れないようにしたいものです。

ある国立大学では、数巻にのぼる沿革史の第一回刊行分を中央官庁のいくつかの関係部局に寄贈したところ、完結すれば多くの巻数になることが予想されたために、置き場所がなくなることをおそれたのか、各部署に送った分がそっくり送り返された、という笑えない話もあります。

編纂中に長時間のインタビューを試みたり、貴重な史料を提供してもらったりした方たちには、全巻とはいかなくとも、せめて関係ある巻は礼状とともに手元に届くようにすることが重要です。この面は、学長や役員会、理事会などでは分からないことですから、特に責任組織の委員長や委員会メンバーの側で忘れないよう配慮しておくことが大切です。

三 資史料の整理と保存

編纂・刊行を行ってきた間に、委員会には多くの資史料が集まっています。その中には、

- (一) 責任組織自身が収集した資料
- (二) 卒業生など大学の先輩たちが寄贈してくれた資料
- (三) 同じく先輩たちや大学と直接間接に関わりのある人々、機関などから寄せられた資料

といったさまざまな種類のものがあると思われま

資料は歴史研究の命です。これらをどのように確実に保管するか、あるいは持ち主に返却するかなど、最終的な「始末」の仕方は、大学の見識のレベルを問われる作業となります。

(一) および (二) については責任組織自身の所有に移った資料と見てよいと思われま

身が「資料室」になっていたり、既に文書館や展示館があつたりすれば、そこへ移管するのが最適で、問題はありま

しかし仮に (三) が寄贈ではなく「寄託」(当事者の一方が相手方のために物を保管する契約。寄託者はいつでも寄託した物の返還を要請することができる) であれば、受託者としての大学は永続的な保管に責任を持つこととなります。図書館その他の適切な場所で保管されるよう措置することが必要になります。

資料の性質に即して解散後の整理を行うのが責任組織の最後の仕事になります。

あとがき

大学沿革史の編纂をどう進めるか、その分かりやすい手引きが必要ではないだろうか。このように考え始めたのは数年前のことでした。

近年には多くの大学が沿革史の発行を企画されるようになり、筆者の所にもそのための意見を求められる例が増えてきました。依頼に応じて話に出向いているうちに、「どの大学にも共通するテキストのような本があったらいいだろうな」という思いが湧いてきました。

おりしも理事を務める公益財団法人野間教育研究所から「長年多くの大学から沿革史の寄贈を受けてきましたが、今後沿革史の編纂を考えている大学関係者のために、何かお役に立てるようなことはあるでしょうか」という相談を受けました。それを機に、かねて抱いていたこの文章をまとめてみました。

自分の経験も踏まえながら、編集・刊行の責任を負われた教職員の方々のために一度は書いてみたい文章でした。幸いにも公開出版の機会を与えてくださった同研究所の野間省伸理事長、山口和人所長に厚くお礼を申し上げます。

特に本書を読んでいただきたいのは、沿革史の編纂・刊行の仕事に加わることになった助教・助手・大学院生など若手の研究者の方たち、さらにその事業の事務的な支えをするようになった職員の方たちです。職員の方たちは自分で沿革史を執筆する機会はないかもしれませんが。しかしその任務を負った人たちを支えるためにも、具体的にどのような問題があるかを知っておくことは極めて有用だろうと思われま

す。

沿革史の編纂・刊行は一部の専門家の才覚や奮励でできるものではありません。歴史研究を中心として

組織された多くの教職員の協力によってはじめて達成されるものです。

なお本書の草稿や校正刷りには著者の信頼する数人の大学関係者に眼を通していただき、アドバイスを
お願いしました。いずれも沿革史編纂に従事された方たちです。この場を借りて厚くお礼を申し上げます。

◆付録

一 他大学の沿革史を閲覧するには

どのような体制の委員会をつくるか、どのような規模と章構成の沿革史を出すか。これらを考える際に必要なのは他の大学の沿革史を参照することです。

国立国会図書館には既刊の大学沿革史が最も多く揃っていますが、閉架方式であるため、読める冊数に限りがあり、多数の本を並べて比較参照するのが難しいという制約があります。

これに対して公益財団法人野間教育研究所図書室では、これまで約五〇年間にわたって、学校沿革史の体系的収集が行われ、開架方式で公開されています。

四年制大学だけの収蔵公開状況は下記のとおりです。

国立大学一二五七冊 公立大学一五三冊 私立大学二六九四冊 総計四一〇四冊

このほか幼稚園、小学校、中学校、高等学校、旧制の中学校・高等学校、専門学校、師範学校、短期大学、軍関係学校などの沿革史八九六一冊、その他総計三万五二六四冊が揃っています。

閲覧手続きや開館日などについては左記へ問い合わせてください。

〒一〇二一〇〇二二 東京都文京区大塚二一八一三

公益財団法人 野間教育研究所 図書室

メール：infom@nomaken.jp

二 「学校案内書」をまとめて読むには

参照資料の項目（二八頁）であげた「学校案内書」などについては、国立国会図書館以外の施設ではなかなか閲覧が困難です。ただし書名と所蔵箇所などについては左記の文献に付載されている「明治・大正期刊行『進学案内書』『苦学案内書』文獻目録」が有用です。参照してください。

菅原亮芳著『近代日本における学校選択情報 雑誌メディアは何を伝えたか』（二〇一三年、学文社）
右記の菅原氏の勤務先である高崎商科大学図書館には「学校案内書」類が五〇五部収蔵されています。また「受験と学生」「受験界」などのフィルム版や「受験旬報」「螢雪時代」「受験新志」「受験戦線」「新国民」「受験時代」「受験生」「専検」「中学世界」などの現物の一部が保存されています。閲覧・利用の方法については同館に問い合わせてください。

〒三七〇―一二二四 群馬県高崎市根小屋町七四一 高崎商科大学図書館

TEL 〇二七―三四七―三三九九

著者略歴

寺崎昌男（てらさき・まさお）

公益財団法人野間教育研究所理事。東京大学・立教大学・桜美林大学
名誉教授。

1932年、福岡県生まれ。東京大学大学院修了、教育学博士。財団法人
野間教育研究所所員、立教大学文学部教授、東京大学教育学部教授、
桜美林大学大学院国際学研究科教授、財団法人中央教育研究所理事長
を務める。教育史学会代表理事、日本教育学会・大学教育学会会長、
日本学術会議会員などと並行して東京大学百年史編集委員会委員長、
立教学院百年史・同百二十五年史・東洋大学百年史・大東文化大学百
年史編集委員、拓殖大学百年史編集顧問などを務める。著書に『日本
近代大学史』『日本における大学自治制度の成立』『大学の自己変革と
オートノミー』『学校観の史的研究』（編著）など。

大学沿革史編纂の手引き

2024年3月15日発行

著者 寺崎 昌男

発行者 山口 和人

発行所 公益財団法人 野間教育研究所

東京都文京区大塚2-8-3（〒112-0012）

電話 東京(03)3944-2421（代表）

印刷所 株式会社 平河工業社